

山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領を次のように定める。

令和7年7月1日

山鹿市長 早 田 順 一

### 山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山鹿市の定住人口の増加を目的として、住宅用地の供給の促進を図り、良好な住環境整備を推進するため、一戸建て専用住宅の分譲用宅地として開発整備を行う事業に対する補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 分譲宅地開発事業 市内に新たに一戸建て専用住宅用地を分譲することを目的として行われる一団の宅地開発事業をいう。
- (2) 民間事業者 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者をいう。
- (3) 分譲宅地 前号に定める者が土地を区画整理して宅地用に販売する土地をいう。
- (4) 土地提供者 当該民間事業者を直接譲受人として、事業に係る土地を令和7年7月1日以降に有償で譲渡した人をいう。
- (5) 専用住宅 居住を目的に建築され、店舗、事務所、作業場等の事業の用に供する部分がない住宅をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 分譲宅地開発事業を行う民間事業者及び当該民間事業者への土地提供者
- (2) 市税の滞納がない者
- (3) 山鹿市暴力団排除条例（平成23年山鹿市条例第19号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者

(交付対象条件)

第4条 補助金の交付の対象となる分譲宅地開発事業は、市内において行うものうち次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の事情

があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 分譲宅地開発事業が令和7年7月1日から令和10年3月31日までに完了する事業であること。
- (2) 分譲宅地を1箇所あたり4区画以上整備するものであること。
- (3) 前号に掲げる分譲区画の面積が、1区画当たり200平方メートル以上であること。
- (4) 分譲宅地開発事業地内の道路の有効幅員が4メートル以上であること。
- (5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）の規定により指定された土砂災害特別警戒・警戒区域外であること。
- (6) 農業用ため池の管理及び保全に関する法律（平成31年法律第17号）の規定により指定された特定農業用ため池の決壊浸水想定区域外であること。
- (7) 水防法（昭和24年法律第193号）の規定により指定された洪水浸水想定区域外であること。
- (8) 山鹿地域においては用途地域指定区域内であること。鹿北、菊鹿、鹿本及び鹿中央地域においては、各市民センターを中心とするおおむね半径1キロメートル円の範囲内の区域（以下「支援対象区域」という。）内であること。なお、分譲宅地開発事業を行う土地が支援対象区域の内外にわたる場合であって、その分譲宅地の一部が支援対象区域内に属するときは、当該分譲宅地の全部を支援対象区域とみなす。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 分譲宅地開発事業を行う民間事業者に対して補助金を交付する場合 1区画当たり60万円とする。ただし、1事業につき4区画240万円を下限とし、8区画480万円を上限とする。
- (2) 土地提供者に対して補助金を交付する場合 分譲宅地開発事業を行う民間事業者に譲渡した土地の売却代金の額に5パーセントを乗じて得た額とし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。ただし、1事業につき1人当たり10万円を上限とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）のうち民間事業者は、分譲宅地開発事業の着手前に、住宅用地整備促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 確定測量図、公図の写し
- (3) 現況写真（接続する道路との関係がわかるもの）
- (4) 分譲宅地開発事業 設計図書（平面図、縦横断図、構造図、配管図等）
- (5) 分譲宅地開発事業 見積書（調査設計計画費、工事費、その他経費等）
- (6) 分譲宅地開発事業 実施工程表

- (7) 宅地建物取引業者免許証の写し
  - (8) 市税に滞納がないことを証明する書類
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 申請者のうち土地提供者は、当該分譲宅地開発事業の着手前に、住宅用地整備促進補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。
- (1) 所有権移転登記前の土地登記事項証明書等
  - (2) 市税に滞納がないことを証明する書類
  - (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の交付決定）
- 第7条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び現地調査を行い、適当と認められるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。
- （実績報告）
- 第8条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、補助対象事業の完了後30日以内までに、住宅用地整備促進補助金実績報告書（様式第2号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
- (1) 竣工図（平面図、縦横断図、構造図、配管図等）
  - (2) 確定測量図、公図の写し及び所有権移転登記後の土地登記事項証明書等
  - (3) 完成写真（現況写真と同じ場所からの写真、全景写真）
  - (4) 分譲宅地開発事業費（見積書を実績額に変更）
  - (5) 土地売買契約書の写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （補助金の請求等）
- 第9条 交付決定者は、補助金の請求をしようとするときは、住宅用地整備促進補助金交付決定通知書の写しを添えて、市長に住宅用地整備促進補助金交付請求書（様式第3号）を提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上で、補助金の額を確定し、その内容を速やかに交付決定者に通知するとともに、交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により補助金を交付するものとする。
- （補助金の取消し等）
- 第10条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
- (1) 関係法令及びこの要領に違反したとき。
  - (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
  - (3) 一戸建て専用住宅の分譲用宅地以外の用途に使用したとき。
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に適当でないと認めたとき。
- 2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、交付を受けた者に通知するものとする。
- （補助金の返還）

第11条 市長は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金を返還させようとするときは、補助金を返還すべき者に通知するものとする。

3 前項の規定による通知を受けた者は、市長が定める期日までに市長が指定する返還方法により補助金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（宛先）山鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

住宅用地整備促進補助金交付申請書

山鹿市住宅用地整備促進補助金の交付を受けたいので、山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 分譲宅地開発事業の所在地
- 2 補助金申請額 金 円
- 3 分譲宅地開発事業面積及び区画  $m^2$  ・ 区画
- 4 添付書類  
（民間事業者）
  - （1）位置図
  - （2）確定測量図、公図の写し
  - （3）現況写真（接続する道路との関係がわかるもの）
  - （4）分譲宅地開発事業 設計図書（平面図、縦横断図、構造図、配管図等）
  - （5）分譲宅地開発事業 見積書（調査設計計画費、工事費、その他経費等）
  - （6）分譲宅地開発事業 実施工程表
  - （7）宅地建物取引業者免許証の写し
  - （8）市税に滞納がないことを証明する書類
  - （9）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
（土地提供者）
  - （1）所有権移転登記前の土地登記事項証明書等
  - （2）市税に滞納がないことを証明する書類
  - （3）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（宛先）山鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

住宅用地整備促進補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅用地整備促進補助金について、山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領第8条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて実績報告します。

記

- 1 分譲宅地開発事業の所在地
- 2 分譲宅地開発事業の完了日 年 月 日
- 3 分譲宅地開発事業面積及び区画  $m^2$  ・ 区画
- 4 添付書類
  - (1) 竣工図（平面図、縦横断図、構造図、配管図等）
  - (2) 確定測量図、公図の写し及び所有権移転登記後の土地登記事項証明書等
  - (3) 完成写真（現況写真と同じ場所からの写真、全景写真）
  - (4) 分譲宅地開発事業費（見積書を実績額に変更）
  - (5) 土地売買契約書の写し
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（宛先）山鹿市長

申請者 住所  
氏名  
電話番号

住宅用地整備促進補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた住宅用地整備促進補助金について、山鹿市住宅用地整備促進補助金交付要領第9条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 振込先

金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店
預金口座	預金の種類	口座番号又は記号－番号
	普通 ・ 当座	
口座名義人	フリガナ ..... 氏 名	

※申請者と口座名義人は同一人にしてください。